

令和6年度及び令和7年度和歌山県紀北家畜保健衛生所電力調達に係る2件の質問・回答について

質問書(1)

番号	質問	回答
1	「消費税」や一般送配電事業者が「託送料金」の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。	はい。
2	「契約保証金」の免除を受けるにあたり、落札後、契約保証金免除申請のための提出書類として過去2年間の実績や契約書の写し等とございますが、守秘義務のため契約書の写しをお出しできかねます。契約させていただいた会社様のホームページに公開されております契約情報(ホームページ画面抜粋等)をまとめた書類での代用は可能でしょうか。	はい。 ただし、契約の相手方・業務名・契約金額・契約電力・年間使用量・契約期間(契約実績が複数 年契約で年度ごとに履行確認を行っているものは、当該履行確認日)が必須となります。
3	弊社では、燃料費調整単価に加え、2024年4月から市場価格調整単価を導入しております。落札後、市場価格調整単価を考慮した上で、毎月の電気料金を計算します。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、こちらの記載を契約書に追記いただけますでしょうか。	はい。
4	契約書(案)第10条2項につきまして、「代金は、支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。」と記載がございますが、お支払い期日につきましては弊社供給条件では「支払い義務発生日(弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日)の翌日から起算して30日以内」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載にご変更いただけますでしょうか。	はい。
5	契約書(案)第11条につきまして、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」と記載がございますが、延滞利息につきましては弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書をこちらの記載に合わせて、削除またはご変更いただけますでしょうか。	はい。
6	仕様書および契約書に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。	はい。

質問書(2)

番号	質問	回答
1	電気・ガス価格激変緩和対策措置が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	はい。
2	郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	WEBでの請求書は問題ありませんが、その際発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先(電話番号)を記載して下さい。
3	弊社では、仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行することが出来ませんが、供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	分割請求の予定はありません。
4	現在の契約電力をご教示ください。	現在の契約電力は、高圧(契約電力500kW未満)です。
5	現在の電力供給会社をご教示ください。	現在の電力供給会社は、関西電力株式会社です。
6	供給開始日について、小売り電気事業者は、一般送配電事業者が定める計量日に合わせて切り替えを行うことが要請されていることから、供給場所毎に予定されている計量日での切り替えとなりますが、「18日」の計量日でよろしいでしょうか。	はい。
7	弊社が落札となった場合、関西電力株式会社が公表している燃料費調整単価と市場価格調整単価を合算して燃料費等調整単価として請求書に記載いたしますが、ご了承いただけますでしょうか。	はい。
8	契約書第8条及び第10条にて「発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。検査終了後、対価の支払いを発注者に請求するものとする。」といった旨が記載されておりますが、弊社では通知書の発行は行わず、請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。 文面：計量⇒検査⇒請求 実情：計量⇒請求・内訳送付 契約書文面をご変更いただく必要はございませんが、弊社では計量結果の報告を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりません。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行はいたしかねますのでご了承いただけますでしょうか。	はい。
9	和歌山県財務規則第93条にて記載の「過去2年間」とはいつ時点から起算として期間でしょうか。	契約実績の完了日(契約実績が複数年契約で年度ごとに履行確認を行っているものは、当該履行確認日)が、締結しようとする契約日から過去2箇年以内であることとなります。

番号	質問	回答
10	「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とはどういった情報を基準として判断されますか。	種類は、電力供調達となります。規模は、その契約実績の契約金額が、締結しようとする契約の契約金額の50% 以上です。
11	免除のための資料として契約書の写しでよろしいでしょうか。その他に必要な提出書類はございますでしょうか。	契約書の写しに必要事項が記載されていれば、契約書の写しで問題ありません。(必要事項: 契約の相手方・業務名・契約金額・契約電力・年間使用量・契約期間(契約実績が複数年契約で年度ごとに履行確認を行っているものは、当該履行確認日))
12	入札公告の入札参加資格のところ、営業種目が「その他物品関係」であることとなっていますが、現在の営業区分は「物品の販売(卸売業)」になっています。入札参加させていただくのに問題ないでしょうか。	問題ありません。